

建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき一般財団法人ベターリビング(以下「財団」という。)が建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金(消費税を含まず。以下、同じ。)は、別表に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 依頼者は、評価料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 評価依頼とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できると財団が判断したとき。
- (3) あらかじめ財団が定める日又は期間内に評価依頼を行ったとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないと財団が判断したとき。

(評価料金の返還)

第6条 納入した評価料金は、返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(附則) この規程は平成26年4月25日より施行する。

別表 評価料金表

別表 1 単一用途の建築物の場合で、ホテル等、病院等、集会所等の用途の場合

用いる評価手法	適用範囲等	金 額 (円)
通常の計算法 (標準入力法) 主要室入力法 平成 11 年基準からの 読み替え法 BEST	2,000 m ² 以下の建築物	200, 000
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下の建築物	300, 000
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下の建築物	350, 000
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以下の建築物	400, 000
	20,000 m ² を超える建築物	別途見積による
モデル建物法	5,000 m ² 以下の建築物で個 別分散空調採用の場合	120, 000
既存建築物評価法	2,000 m ² 以下の建築物	120, 000
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下の建築物	150, 000
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下の建築物	180, 000
	10,000 m ² を超える建築物	240, 000

別表2 単一用途の建築物の場合で、別表1以外の用途の場合

用いる評価手法	適用範囲等	金 額 (円)
通常の計算法 (標準入力法) 主要室入力法 平成11年基準からの 読み替え法 BEST	2,000 m ² 以下の建築物	180,000
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下の建築物	250,000
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下の建築物	300,000
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以下の建築物	350,000
	20,000 m ² を超える建築物	別途見積による
モデル建物法(工場以外)	5,000 m ² 以下の建築物で個 別分散空調採用の場合	100,000
モデル建物法(工場)	5,000 m ² 以下の建築物で個 別分散空調採用の場合	50,000
既存建築物評価法	2,000 m ² 以下の建築物	100,000
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下の建築物	120,000
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下の建築物	150,000
	10,000 m ² を超える建築物	200,000

(別表 1、別表 2 共通事項)

- ※ 1 : 表中の金額に別途消費税が掛かります。
- ※ 2 : 当財団が評価を行った建築物の計画変更により再評価する場合には、表中の金額をもとに、変更内容に応じてその都度見積とします。
- ※ 3 : 改修前後の B E I 等の値を評価する場合は、1.5 倍を乗じた料金とします。
- ※ 4 : 評価の審査に係る現地調査が生じた場合には、現地調査に掛かる交通費等を評価手数料に加算します。
- ※ 5 : 申請引受後、当財団より請求書を発行します。恐れ入りますが、振込手数料は、申請者様にてご負担願います。
- ※ 6 : 当財団が評価書を再交付する場合の手数料は、1 通につき 8,000 円 (消費税別) とします。

別表 3 複合用途の建築物の場合

(単位 : 円)

料金
別表 1、別表 2 をもとに、用途・規模・新築又は既存の別・評価に用いる手法に応じてその都度見積とします。